

教 育 委 員 会 3 月 定 例 会 議 事 録

会議名 教育委員会 3 月定例会

開催日 令和 8 年 3 月 24 日（火）午後 4 時 00 分～午後 5 時 13 分

開催場所 議会棟 5 階 第 2 委員会室

出席者 荒木教育長、有山教育長職務代理者、中川委員（オンライン）、中澤委員、山口委員

事務局等出席者

藏守教育次長兼教育委員会事務局部長、若林教育監兼総合教育研修センター所長、山口教育監、中村教育委員会事務局部長、山口教育委員会事務局次長兼施設給食課長、山本教育委員会事務局次長兼中央図書館長兼分館（東図書館・駅前図書館）分館長、浦戸教育政策総務課長、村井施設給食課課長兼学校給食センター所長、大坪施設給食課課長、坂本学務課長、古田教育指導課長、村瀬総合教育研修センター課長、岡元社会教育推進課長、山下教育政策総務課係長、幸前教育政策総務課副係長、池田（教育政策総務課担当）

○荒木教育長

それではまず、開会に当たりまして、確認事項でございます。中川委員におかれましては、遠方からの参加となるため、寝屋川市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により、これを承認しております。

それでは、ただ今から教育委員会 3 月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は中澤委員にお願いをします。

本日の案件は報告事項が 4 件、議決事項が 7 件でございます。

それではまず、本日の配付資料について確認いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

本日の配付資料を確認いたします。

教育委員会定例会の議案書、議案第 7 号に関する別冊資料「寝屋川市特定事業主行動計画（案）（令和 8 年度～令和 12 年度）」、議案第 10 号に関する別冊資料「寝屋川市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）」、議案第 12 号に関する別冊資料「令和 8 年度学校園に対する指示事項（案）」でございます。

なお、教育長及び委員の皆様には配付しております、報告第 5 号から報告第 7 号に関

する資料は、個人情報が含まれておりますので、会議終了後、机上に置いてお帰りいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○荒木教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書1ページ、「2月・3月教育委員会一般事務報告」についてお伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

2月・3月の一般事務報告をいたします。

まず、2月17日に望が丘小学校・中学校へ学校訪問を行いました。

次に、令和8年3月市議会定例会につきましては、2月25日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会（分科会）、2月26日に予算決算常任委員会（全体会）、3月5日及び6日に代表質問、3月11日及び12日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会（分科会）、3月23日に予算決算常任委員会（全体会）が行われました。

そして、本日3月24日に、教育委員懇話会及び教育委員会定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況につきましては、1月24日から3月10日までに、継続の後援が9件ございました。

1件目は、寝屋川市民管弦楽団による、「第21回定期演奏会」、2件目は、寝屋川市陶芸協会による、「第39回寝屋川市陶芸協会展」、3件目は、一般社団法人 寝屋川青年会議所による、「第41回わんぱく相撲寝屋川春場所」、4件目は、知的障害者を普通高校へ北河内連絡会による、「第33回『障害』のある子どもの高校進学を考える学習会」、5件目は、生活協同組合おおさかパルコープによる、「ピースリレー2026」、6件目は、大東楽器株式会社による、「第39回ピアノフェスティバル」、7件目は、大阪府軟式野球連盟 寝屋川支部・寝屋川市スポーツ少年団 野球部会による、「教育長旗大会」、8件目は、寝屋川囲碁将棋連盟による、「第18回寝屋川市小中学生囲碁将棋大会」、9件目は、大阪学童保育連絡協議会による、「第57回大阪学童保育研究集会」でございます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

3月の一般事務報告をいたします。

3月13日に中学校、18日に小学校の卒業証書授与式が行われました。

なお、国旗掲揚、校歌斉唱につきましては、全ての学校で異論なく実施しております。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、坂本課長。

○坂本学務課長

3月の一般事務報告をいたします。

3月19日に市立幼稚園におきまして、保育証書授与式が行われました。各園とも保育証書を受け取った園児が幼稚園生活の中で頑張ったことや将来の夢について、自分の言葉で発表し、保護者・地域の方からも温かく見守られた式であったと報告を受けております。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、岡元課長。

○岡元社会教育推進課長

2月の一般事務報告をいたします。

まず、2月10日に令和7年度第5回社会教育委員会議を開催いたしました。第5回会議では、令和8年度の社会教育施策に対して社会教育委員の皆様からいただいた提案に対し、事務局より回答をお示しした上で意見交換をさせていただきました。

次に、行事の開催ですが、2月14日にねやがわ子どもフォーラム2026、2月21日に第49回寝屋川市PTA大会がいずれもアルカスホールにて無事に開催することができました。どちらも講師をお招きして、講演等いただきましたが、参加者のアンケートから満足度も高く、皆さんに喜んでいただけたのではないかと考えております。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに事務局から報告事項はございませんか。

では、ないようですので、

次に、2ページ「3月・4月教育委員会行事計画書」についてお伺いいたします。

事務局から、何かございませんか。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

3月・4月の行事計画を御説明いたします。

まず、3月25日にて令和8年3月市議会定例会が閉会となります。

次に、4月22日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会を予定しております。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

4月の行事計画を御説明いたします。

4月2日に令和8年度の校園長会を開催いたします。また、4月6日には小学校、4月7日には中学校の入学式が行われます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、坂本課長。

○坂本学務課長

4月の行事計画を御説明いたします。

4月8日に市立幼稚園におきまして、入園式が行われます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

では、ないようですので、「3月・4月教育委員会行事計画書」については、予定どおり、よろしくお願いいたします。

次に、3ページでございます。

報告第5号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第5号「職員の分限処分について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

4ページを御覧ください。

本職員は、教育政策総務課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和8年3月2日から令和8年4月1日までの休職発令を行ったものでござ

います。

以上でございます。

○荒木教育長

報告は終わりました。

では、ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第5号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(各委員より異議なしの声)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、5ページから8ページでございます。

報告第6号から報告第7号「職員の復職について」を議題といたします。

なお、説明については、一括で行い、質疑についても、一括でお受けしてよろしいでしょうか。

(各委員より異議なしの声)

○荒木教育長

各委員より御同意をいただきましたので、報告第6号から報告第7号までを一括して説明を行い、その後一括して質疑をお受けいたします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第6号から報告第7号までの、「職員の復職について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、一括して御説明いたします。

まず、報告第6号でございます。

6ページを御覧ください。

本職員は、教育委員会事務局の職員で、令和8年2月22日まで休職発令を行っておりましたが、この度、復職可能の診断書が提出され、令和8年2月19日から復職の発令を行ったものでございます。

続きまして、報告第7号でございます。

8ページを御覧ください。

本職員は教育政策総務課の職員で、令和8年4月1日まで休職発令を行っておりましたが、この度、復職可能の診断書が提出され、令和8年3月16日から復職の発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○荒木教育長

報告は終わりました。

では、ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、順次、御確認いたします。

まず、報告第6号「職員の復職について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(各委員より異議なしの声)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

続きまして、報告第7号「職員の復職について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(各委員より異議なしの声)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、9ページでございます。

報告第8号「市長からの意見聴取について」を議題といたします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第8号「市長からの意見聴取について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

10ページ、「令和7年度寝屋川市一般会計補正予算（第11号）（教育委員会関係分）」につきましては、前回の補正予算以降、新たに生じた経費の追加補正を行うものでございます。

まず、歳出でございます。

款：教育費、項：小学校費、目：学校給食費、補正額213万7,000円につきましては、学びの機会確保事業「個別指導型学級」における給食運営に係る経費でございます。

続きまして、11ページは、債務負担行為の追加でございまして、「学校給食調理業務委託（市立成美小学校個別指導型学級）」につきましては、学びの機会確保事業「個別指導型学級」を設置することに伴い、学校給食調理業務を委託するにあたり、今年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するもので、期間は、令和7年度から令和10年度、限度額は、268万5,000円でございます。

続きまして、12ページ、工事請負契約の締結、生涯学習（多機能）施設整備工事ににつきましては、工事場所は、大阪府寝屋川市早子町23番1号 アドバンスねやがわー

号館5階、工事概要は、「直接仮設工事」「鉄骨工事」「防水工事」等各一式でございます。契約方法は、制限付一般競争入札で、契約金額は、7億2,600万円で、工期は、令和9年1月29日を完成予定としております。契約の相手方は、丸信住宅株式会社で、所在地及び代表取締役は記載のとおりでございます。

続きまして、14ページ、寝屋川市立市民交流中核施設条例の制定につきましては、市民の生涯学習及び交流に係る活動を推進するとともに、高齢者の福祉を増進する施設として、市民交流中核施設を設置するため、本条例の制定を行うものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、制定内容の要旨につきまして、御説明いたします。

第1条は、市民の生涯学習及び交流に係る活動を推進するとともに、高齢者の福祉を増進するため、大阪府寝屋川市早子町23番1－501号に、市民交流中核施設を設置するものでございます。

第2条は、市民交流中核施設においては、生涯学習及び市民相互の交流に係る機会の提供、情報の収集・提供、相談など、生涯学習に係る活動の支援及び市民相互の交流の推進に係る事業並びに寝屋川市立高齢者福祉センター条例に定める事業を行うこととするものでございます。

第3条は、市民交流中核施設の開館時間及び休館日は、規則・教育委員会規則で定めることとするものでございます。

第4条は、市民交流中核施設の管理は指定管理者によるものとし、指定管理者は、本条例及び寝屋川市立高齢者福祉センター条例により指定管理者が行うこととされた業務並びに第2条の事業に係る業務、市民交流中核施設及び設備の維持管理に関する業務、そのほか教育委員会又は市長が指定する業務を行うものとするものでございます。

第5条は、市民交流中核施設に、施設として「ホール」、「会議室」、「和室」、「音楽室」、「軽運動室」、「調理室」、「ギャラリー」及び中央高齢者福祉センターを置くほか、中央高齢者福祉センターを除く施設の附属設備として、舞台設備、音響設備、映写設備、その他の設備を置くものでございます。

第6条は、市民交流中核施設の中央高齢者福祉センターを除く施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならないこととするものでございます。

第7条は、施設等の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとし、施設等の利用許可を受けた者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならないこととするものでございます。

第8条は、利用許可を受けたものは、施設などを利用する権利を譲渡し又は転貸してはならないこととするものでございます。

第9条は、利用者は、施設等に特別の設備を設け又は変更を加えてはならないこととするものでございます。

第10条は、指定管理者は、他人に迷惑をかけ又は他人に危害を及ぼすおそれがあるときなどは、市民交流中核施設への入館を拒み、施設等の利用を制限し、若しくは利用許可を取り消し、又は市民交流中核施設からの退館を命ずることができることとするものでございます。

第11条は、利用者は、施設等の利用を終了したとき又は利用許可を取り消され若しくは退館を命ぜられたときは、直ちに、これを原状に回復しなければならないこととするものでございます。

第12条は、施設等を損傷した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならないこととし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額の全部又は一部を免除することができることとするものでございます。

第13条は、市民交流中核施設の管理に関し必要な事項は、中央高齢者福祉センターの管理に関する事項を除き、教育委員会規則で定めることとするものでございます。

第14条は、中央高齢者福祉センターの管理に関しては、本条例に規定する事項のほか、寝屋川市立高齢者福祉センター条例中の中央高齢者福祉センターの管理に関する規定を適用するものでございます。

第15条は、市民交流中核施設の管理を指定管理者に行わせない場合には、中央高齢者福祉センターの管理に関する事項を除き、本条例の規定中「指定管理者」とあるのを「教育委員会」と読み替えて本条例の規定を適用するものでございます。

なお、附則として、第1項、この条例は、規則・教育委員会規則で定める日から施行するものでございます。

第2項、指定管理者の指定並びに市民交流中核施設の施設等及び中央高齢者福祉センターの施設の利用に関し必要な行為は、施行前においても本条例及び寝屋川市立高齢者福祉センター条例の規定の例により行うことができることとするものでございます。

第3項、寝屋川市立高齢者福祉センター条例の一部改正でございまして、中央高齢者福祉センターの位置を、寝屋川市早子町23番1－501号とするものとし、中央高齢者福祉センターの開館時間及び休館日は市民交流中核施設の開館時間及び休館日とするものでございます。また、市長は特別の事情があるときは開館時間及び休館日を変更することができることとするものでございます。

第4項、寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例の一部改正でございまして、市長及び教育委員会の附属機関として、寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会を設置するものでございます。

続きまして、25ページ、令和8年度寝屋川市一般会計予算（教育委員会関係分）につきまして、ご説明いたします。

まず、項：教育総務費、目：教育委員会総務費、7億843万7,000円は、A Iによる教育D Xの推進等を含む、教育委員会会議業務、教育委員会事務局管理業務、学校給食の運営、学校運営・管理業務等に要する経費でございます。

次に、27ページ、目：教育指導費、予算額15億4,248万1,000円は、部活動指導員派遣事業及び部活動コーディネーター配置事業、個別指導型学級設置に係る市費講師の配置、A I による教育D X の推進を含む、考える力、学力、体力の育成、教育指導業務、児童生徒の支援等に要する経費でございます。

次に、29ページ、目：総合教育研修センター費、予算額6,550万1,000円は、寝屋川方式推進事業等を含む、教職員研修等の推進、英語村（英語力向上プラン）事業の推進、総合教育研修センター運営・管理業務、教育支援に要する経費でございます。

次に、31ページ、目：学校給食センター費、予算額3億2,721万8,000円は、拡大親子給食方式による学校給食運営事業等を含む、学校給食の運営に要する経費でございます。

次に、項：小学校費、目：学校管理費、予算額34億5,534万1,000円は、小学校遮熱等対策事業等を含む、学校備品等の充実、学校環境整備業務、学校施設管理業務、学校施設の経年化対策等に要する経費でございます。

次に、34ページ、目：教育振興費、予算額1億1,318万2,000円は、学校教材・教具等の充実、支援教育の推進、就学援助等に要する経費でございます。

次に、35ページ、目：学校保健体育費、予算額8,237万3,000円は、学校教材・教具等の充実、学校保健衛生の推進、就学援助（医療費）、教職員人事管理業務に要する経費でございます。

次に、37ページ、目：学校給食費、予算額11億5,792万9,000円は、小学校給食費負担軽減事業、小学校給食無償化支援事業を含む、学校給食の運営に要する経費でございます。

次に、38ページ、項：中学校費、目：学校管理費、予算額15億4,804万7,000円は、中学校遮熱等対策事業等を含む、学校備品等の充実、学校環境整備業務、学校施設管理業務、学校施設の経年化対策等に要する経費でございます。

次に、40ページ、目：教育振興費、予算額1億888万8,000円は、学校教材・教具等の充実、支援教育の推進、就学援助に要する経費でございます。

次に、42ページ、目：学校保健体育費、予算額4,404万8,000円は、学校教材・教具等の充実、学校保健衛生の推進、就学援助（医療費）、教職員人事管理業務に要する経費でございます。

次に、43ページ、目：学校給食費、予算額4億7,287万7,000円は、子育て支援としての中学校給食の無償化（がんばれ！子育て応援予算）を含む、学校給食の運営に要する経費でございます。

次に、44ページ、項：幼稚園費、目：幼稚園管理費、予算額1億38万3,000円は、公立幼稚園運営・管理業務、保健衛生の推進、施設管理業務に要する経費でございます。

次に、46ページ、目：教育振興費、予算額1億2,594万円は、エージェンシー型教育A c t 1 プラン等を含む、幼児期の発達に応じた教育の推進等に要する経費でございます。

います。

次に、47ページ、項：社会教育費、目：社会教育総務費、予算額13億9,623万円は、生涯学習（多機能）施設整備事業、公共施設予約システムの構築等を含む、学習機会の充実等に要する経費でございます。

次に、50ページ、目：成人教育費、予算額4,261万5,000円は、家庭教育サポートチームの派遣等を含む、家庭教育、教育コミュニティ、学習機会の充実に要する経費でございます。

次に、目：図書館費、予算額3億7,417万8,000円は、子どもの多読化推進事業等を含む、図書館機能の充実、読書活動の推進等に要する経費でございます。

次に、52ページ、目：青少年教育費、予算額1億1,332万円は、放課後子供教室、ねやがわスクールパーク事業を含む、放課後の居場所、青少年教育、教育コミュニティの充実に要する経費でございます。

次に、53ページ、目：留守家庭児童会費、予算額6億9,734万2,000円は、放課後の居場所の充実としての、留守家庭児童会の開所及び体制整備に要する経費でございます。

次に、55ページ、目：エスポアール費、予算額6,394万4,000円は、学習活動のための環境づくりとしての、エスポアールの運営に要する経費でございます。

次に、目：学び館費、予算額3,375万3,000円は、学習活動のための環境づくりとしての、学び館の運営に要する経費でございます。

次に、56ページ、債務負担行為につきましては、8件の新規設定がございまして、内容は記載のとおりでございます。

以上でございます。

○荒木教育長

報告は終わりました。

では、ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

はい、山口委員。

○山口委員

令和8年度寝屋川市一般会計予算（教育委員会関係分）に関して、令和7年度と令和8年度の教育費の当初予算額の総額を教えてくださいませんか。

また、市の予算に占める教育費の割合についても御説明をお願いいたします。

○荒木教育長

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

令和7年度の教育費の当初予算額は、130億8,453万9,000円で、令和8年度の教育費の当初予算額につきましては、127億3,533万3,000円でございます。前年度比は、97.3%でございまして、若干減少しております。

また、令和8年度の市の一般会計の当初予算額につきましては、1,097億3,000万円

で、市の一般会計に占める教育費の割合は、11.6%でございます。

以上でございます。

○荒木教育長

ほかに、御質問はございませんか。

はい、有山教育長職務代理者。

○有山教育長職務代理者

29ページのクラブ・部活動活性化事業について、予算に関しては、部活動指導員、部活動コーディネーターの報酬が主だと思いますが、令和8年度の本事業の実施体制を教えてください。

○荒木教育長

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

来年度につきましては、部活動の種目を2種目分散化する予定でございます。こちらは、新たな種目を設定するのではなく、既存のクラブ活動である、陸上部と軟式野球部の2種目を分散いたします。2種目を分散化することにより生じる2名分の部活動指導員の予算を計上しております。

また、部活動コーディネーターにつきましては、空手1名分の予算を計上しております。

以上でございます。

○荒木教育長

部活動指導員は、2名増で、総数で何人になりますか。

○古田教育指導課長

総数は16名になります。

○有山教育長職務代理者

2種目分散化について、状況を詳細に教えてください。

○荒木教育長

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

今回、陸上部と軟式野球部を分散化させた理由につきましては、子どもたちが移動時間を可能な限り短縮できるようにするためでございます。

現在、望が丘中学校が、陸上部の拠点校となっておりますが、寝屋川市内の端に位置しておりますので、その対角に位置する中木田中学校に分散化する計画をしております。

また、軟式野球部につきましては、現在、第八中学校に拠点を置いておりますので、対角に位置する第六中学校にも拠点を置く計画をしております。

以上でございます。

○荒木教育長

ほかに、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第8号「市長からの意見聴取について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(各委員より異議なしの声)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、議決事項に移ります。

57ページでございます。

議案第7号「寝屋川市特定事業主行動計画（令和8年度～令和12年度）の策定について」を議題といたします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、議案第7号「寝屋川市特定事業主行動計画（令和8年度～令和12年度）の策定について」、次世代育成支援対策推進法第19条第1項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第1項に基づき、寝屋川市特定事業主行動計画（令和8年度～令和12年度）を策定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市特定事業主行動計画（令和3年度～令和7年度）について、今年度での計画期間の満了に伴い、次年度以降の新たな計画を策定するためでございます。

それでは、計画につきまして、御説明いたします。別冊資料「寝屋川市特定事業主行動計画（案）（令和8年度～令和12年度）」の2ページを御覧ください。

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まででございます。

計画の対象職員は、寝屋川市の全職員を対象にしております。なお、府費負担教職員については、大阪府教育委員会が策定する特定事業主行動計画の例に倣って、次世代育成支援対策及び女性活躍推進施策を実施することとなっております。

計画の実施主体は、人事関係部課・管理職員・子育て中の職員・周りの職員・全職員に区分されており、それぞれの役割を定めております。

次に、4ページを御覧ください。

新たな計画より、前計画期間の取組状況及び数値目標の達成状況を記載しております。

次に、計画の具体的な内容は、9項目ございまして、

- 「1 子育て支援等に関する制度の周知等」、
- 「2 妊娠前、妊娠中及び出産後における配慮等」、
- 「3 男性の子育て目的の休暇等の取得促進」、
- 「4 育児休業等を取得しやすく、育児休業後に職場復帰しやすい環境の整備等」、

- 「5 女性職員の活躍推進に向けた取組」、
- 「6 本市の働き方改革」、
- 「7 休暇の取得促進」、
- 「8 ハラスメントへの対策」、
- 「9 その他の次世代育成支援対策に関する主な事項」

となっており、それぞれの項目での記載内容等を推進していくものでございます。

なお、新たな計画より、10ページ、「職員＋職場サポートプランに関する事項」、12ページ、「働き方改革に関する取組状況に関する事項」、14ページ、「心身の健康への配慮に関する事項」を追記しております。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、山口委員。

○山口委員

5 ページの、男性職員の育児休暇取得率について、令和6年度に掲げていた目標である85%を達成できていない中で、今回、令和12年度までの数値目標を100%と大幅に上げていますが、目標値の達成が見込めるほど、今回大きく施策が変わったということでしょうか。

もしくは、単に目標値として示したものであるのか、教えていただけますでしょうか。

○荒木教育長

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

9 ページ下部を御覧ください。国が地方公務員の男性の2週間以上の育児休業取得率の令和12年度までの数値目標として、85%を目標数値として掲げているところでございます。また、当市につきましては、令和7年3月31日付けで、「男性職員の育児休業取得の推奨について」、庁内通知を行っており、市男性職員の育児休業取得率14日以上を取得について、目標値の100%を目指すというものでございます。こちらとの整合性を取りながら、今回の計画については、100%を数値目標として、記載しております。

以上でございます。

○山口委員

では、目標数値を達成できるようにほかの施策も伴ってよろしく願いいたします。

○荒木教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第7号「寝屋川市特定事業主行動計画（令和8年度～令和12年度）の策定につ

いて」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(各委員より異議なしの声)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、58ページでございます。

議案第8号「市長の権限に属する事務の補助執行について」を議題といたします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、議案第8号「市長の権限に属する事務の補助執行について」、市長から、寝屋川市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正に当たり、(仮称)こども専用図書館に関する事務について、削除する旨の協議があったため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容につきまして、御説明いたします。

61ページ、新旧対照表を御覧ください。

令和8年4月1日に、こども図書館+plusが開館することに伴い、寝屋川市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程における(仮称)こども専用図書館に関する事務を、寝屋川市立中央図書館を担当する部長及び次長、並びに寝屋川市立中央図書館の館長その他職員が補助執行する条文を削除するものでございます。

以上でございます。

○荒木教育長

はい、ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第8号「市長の権限に属する事務の補助執行について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(各委員より異議なしの声)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、62ページでございます。

議案第9号「公文書開示拒否決定に係る審査請求についての裁決について」を議題といたします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、議案第9号「公文書開示拒否決定に係る審査請求についての裁決について」、令和6年8月16日に請求人から提出のあった審査請求に対し、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会から答申を受領し、本件審査請求について

ての裁決を行うため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

63ページを御覧ください。

本件審査請求の経緯についてですが、令和6年4月10日に請求人から公文書開示請求があり、同年5月20日に請求人に対し開示拒否決定を行いましたところ、同年8月16日に、請求人から当該開示拒否決定に対する審査請求がございました。

令和7年7月7日に、本件審査請求について寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行いましたところ、令和8年2月26日に同審査会から答申を受領しましたので、今回、本件審査請求についての裁決を行うため、教育委員会の議決を行い、審査請求人に裁決の通知をするものです。

以上でございます。

○荒木教育長

はい、ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第9号「公文書開示拒否決定に係る審査請求についての裁決について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(各委員より異議なしの声)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、74ページでございます。

議案第10号「寝屋川市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」を議題といたします。

はい、坂本課長。

○坂本学務課長

ただ今御上程いただきました、議案第10号「寝屋川市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、寝屋川市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、教職員の業務量の適切な管理と健康確保を図るとともに、目標や取組方針を明確にし、計画的に働き方改革を推進するためでございます。

それでは、別冊資料の「寝屋川市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）」を御覧ください。

まず、1ページでございます。こちらは、計画の趣旨、現状につきまして、これまでの様々な取組によって働き方改革が進んでいることを記載しています。

次に、2ページから4ページでございます。こちらは、これまでの主な取組について、項目ごとにいつからどのような取組を進めてきたかを掲載しております。

次に、5ページでございます。こちらは、1か月当たりの時間外勤務時間の平均と45時間を超えている教職員の割合をグラフで表しています。いずれもこれまでの取組により、年々減少傾向にあります。先日、国が公表した令和6年度の国平均と比較しても、本市においては小・中学校ともに大きく下回っている状況でございます。

次に、6ページから7ページでございます。こちらは、令和5年度から実施をしております、教職員の意識調査の結果でございまして、いずれの項目も年々改善傾向にあります。

次に、8ページでございます。こちらは、本計画の推進期間や数値目標を記載しております。主な数値目標としましては、令和11年度末までに1か月当たりの時間外勤務時間を平均20時間以内とすることや、時間外勤務時間の45時間超えゼロを目標として取組を進めてまいります。網かけ部分につきましては実績値を記載しております。ただし、目標の①と②の7年度実績につきましては、令和8年2月末までの実績を反映しております。

次に、9ページから16ページにつきましては、国が示す学校や教師が担う業務の3分類、全19項目につきまして、既に実施をしております業務と今後取り組む業務を記載しております。この中から特に今後重点的に取り組んでまいりたい3項目について御説明いたします。

まず、10ページでございます。10ページの③、学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）の業務につきましては、令和8年度からの共同学校事務室の取組の中で事務職員の学校運営の一層の参画や業務の効率化、適正化等につなげてまいります。

次に、14ページでございます。14ページの⑬、部活動につきましては、これまで取組を進めてまいりました部活動の拠点校化・集約化に加えまして、段階的な休日の地域展開、さらに教員の兼職・兼業の検討・推進を進めてまいります。

次に、15ページの⑮⑯⑰、授業準備、学習評価や成績処理、学校行事の準備・運営につきましては、今後の取組としまして、AIを活用した校務DXなど、更なる取組を進めてまいります。

次に、17ページから18ページにつきましては、学校における措置の推進でございます。時間外勤務の管理フローや業務標準化スコアによる学校長によるマネジメントの強化と業務の平準化を進めてまいります。

次に、19ページでございます。健康及び福祉に関する取組としまして、引き続き、産業医による面接指導やストレスチェックの実施などの健康確保を行ってまいります。

最後に、20ページにつきましては、今後のフォローアップでございまして、毎年度、本計画の遂行状況について総合教育会議で報告し、ホームページで公表をしていくこと、各校が学校運営方針の中に、働き方改革に関する内容を含め、学校運営協議会に説明し承認を得ること、取組の見直し、改善を図っていくこと等を記載しております。

以上でございます。

○荒木教育長

はい、ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、山口委員。

○山口委員

7 ページ、教員の負担となっている主な業務が記載されている表についてです。授業準備や保護者対応については、A I の活用の推進、部活動については地域展開など、具体的な取組が示されています。一方で、会議・打合せについては、現時点で何らかの取組が進められているのかもしれませんが、資料上では具体的な方策が確認できませんでした。会議についても、必要なものと見直し可能なものを整理・分類するなど、負担軽減につながる取組を御検討いただければと思います。

以上でございます。

○荒木教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第10号「寝屋川市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(各委員より異議なしの声)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、75ページでございます。

議案第11号「寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします

はい、坂本課長。

○坂本学務課長

ただ今御上程いただきました、議案第11号「寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について」、寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、令和8年4月1日付けで国が定める幼稚園設置基準における学級編成の基準となる園児数が、原則35人以下から原則30人以下に引き下げられるに伴い、寝屋川市立幼稚園条例施行規則で定める学級編成基準及び収容最大員数においても、同様の改正を行うためでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、改正内容について御説明いたします。

77ページ、新旧対照表を御覧ください。

まず、第3条につきましては、1学級の編成を現行の「35人を原則とする」から「30人を原則とする」に改めるものでございます。

次に、別表（第2条の関係）につきましては、市立北幼稚園及び市立啓明幼稚園の収容最大員数を「210人」から「180人」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規則は令和8年4月1日から施行するものでございます。
以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第11号「寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(各委員より異議なしの声)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、78ページでございます。

議案第12号「令和8年度学校園に対する指示事項について」を議題といたします。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

ただ今御上程いただきました、議案第12号「令和8年度学校園に対する指示事項について」、市立各校園に本市教育委員会の学校園に対する指示事項を提示するとともに、教育の充実を図るため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

別冊資料「令和8年度学校園に対する指示事項（案）」の3ページを御覧ください。

内容につきましては、今年度の事業等を踏まえ、今年度の内容から記載内容を追加した箇所につきまして、波線を入れております。

主な変更箇所9点について御説明いたします。

まず1点目、3ページを御覧ください。

四角枠内の重点項目についてです。2行目に「ディベート教育を軸に、ディベート・スピーチ・読書からなる「合意形成プログラム」の実践により、「考える力」の育成を図ること」を追記いたしました。

続いて、2点目、同ページ、ディベート教育等の推進についてです。3行目に「スピーチや読書」を追記しております。

続いて、3点目、4ページの総合的な学習の時間の充実についてです。探究的な学習の充実を図るという観点から内容を整理いたしました。

特に6行目にございます、「実社会や実生活の中から問いを見出し、子ども一人一人が探究のプロセスをふまえた学習活動に取り組むことができるよう工夫すること」の追記と全体の整理を行っております。

続いて、4点目、14ページの不登校への対応についてです。一番下から2行目に「個別指導型学級の活用」を追記しております。

続いて、5点目、16ページから17ページの危機管理体制の確立についてです。17ページの上から5行目、道路交通法改正に伴い、「自転車の酒気帯び運転やスマートフ

オン等の「ながら運転」が厳罰化されることから、交通安全指導を一層徹底すること。また、児童・生徒に対し、発達段階に応じた通行区分（小学生は歩道、中学生は車道）や信号遵守、一時停止等の基本的な交通ルールを確実に定着させること」を追記しております。

続いて、6点目、同ページの情報管理体制の確立についてです。6行目、「緊急時の対応を除き、教職員が個人所有のスマートフォン等の私的端末で児童・生徒等を撮影することないよう徹底すること。また、学校所有等の端末で撮影した場合であっても、管理職の許可なく、児童・生徒等の画像データを学校外へ持ち出すことのないよう、併せて徹底すること」を追記しております。

続いて、7点目、19ページの働き方改革についてです。3行目、「『寝屋川市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画』（令和8年4月）に基づき、目標を明確にして働き方改革の取組を推進するとともに、時間外超過勤務アラートや業務標準化スコア等を活用し、教職員の時間外勤務時間のマネジメントを強化し、業務の平準化、適正化を図ること」と、9行目の「今後導入予定の生成AIや対話型AI電話等を有効活用すること」を追記しております。

続いて、8点目、同ページ、服務規律の確立についてです。9行目、「私的な端末を使用しての児童・生徒等の写真撮影や、SNS等による児童・生徒との私的なやり取り、管理職の許可なく、児童・生徒等の画像を学校外へ持ち出すことは禁止しており、児童・生徒及び保護者の信頼を損なうことのないよう徹底すること。校内での盗撮や性暴力等の防止にあたっては、教室やトイレ、更衣室等について複数名による定期的な点検を実施するとともに、教室内で教職員が児童・生徒と二人きりで指導する状況をつくらなく、組織的な指導体制を構築すること」と一番下にございます「道路交通法改正に伴う自転車運転時の交通法規について遵守・徹底すること」を追記しております。

続いて、9点目、21ページの保育所園・認定こども園・私立幼稚園や小学校との連携についてです。3行目、「特に5歳児から小学校1年生の2年間における架け橋期において円滑な接続を図ること」を追記しております。

以上でございます。

○荒木教育長

はい、ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、中川委員。

○中川委員

3ページの3行目に、「合意形成プログラム」と記載されていますが、これは単にディベート・スピーチ・読書を併せてそのような表現をしているのか、それとも合意形成プログラムという何か新しいプログラムを作成しているのか、どちらになりますでしょうか。

○荒木教育長

はい、村瀬課長。

○村瀬総合教育研修センター課長

合意形成プログラムに関しましては、ディベート・スピーチ・読書を3本柱という形で併せたものとしております。合意形成の力の育成を図るという目的のもとに、3つの活動をつなぎ合わせながら意識的に学校教育の中で実施をしていくという意味が含まれております。

○中川委員

ありがとうございます。

○荒木教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第12号「令和8年度学校園に対する指示事項について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(各委員会より異議なしの声)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、79ページでございます。

議案第13号「令和8・9年度寝屋川市青少年指導員候補者の市長への内申について」を議題といたします。

はい、岡元課長。

○岡元社会教育推進課長

ただ今御上程いただきました、議案第13号「令和8・9年度寝屋川市青少年指導員候補者への市長への内申について」、寝屋川市青少年指導員要綱実施要領第2条第1号の規定に基づき、各中学校区寝屋川市青少年指導員推薦会議から推薦があった寝屋川市青少年指導員候補者を市長に内申するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市青少年指導員の任期満了に伴い、令和8・9年度寝屋川市青少年指導員候補者を市長に内申するためでございます。

80ページに候補者名簿を掲載しております。なお、令和8年2月定例会におきまして、116名の内申について議決をいただいております。今回お示しをした2名につきましては、追加で選定をされた者でございます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第13号「令和8・9年度寝屋川市青少年指導員候補者の市長への内申について」

を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(各委員より異議なしの声)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があればお願いいたします。

それでは、ないようですので、これをもちまして教育委員会 3 月定例会を終了させていただきます。